

無人航空機に関する改正航空法と これからの制度の検討について

許可・承認状況

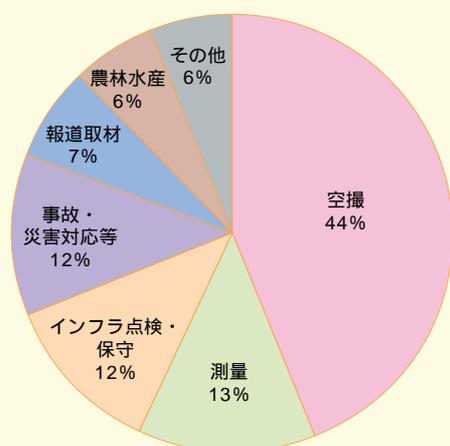
無人航空機の飛行する空域や飛行方法などの基本的なルールを定めた改正航空法が平成27年12月に施行され、29年には1万8,857件の許可・承認を行った。許可・承認項目別では、人口集中地区（DID）上空での飛行や人又は物件との間の一定距離（30メートル）を確保できない飛行に係るものが多数を占めており、飛行の目的別では、空撮、測量、インフラ点検、事故・災害対応等の順に多くなっている。また、許可・承認を受けた者の95%以上が保険に加入している。

項目別許可承認件数

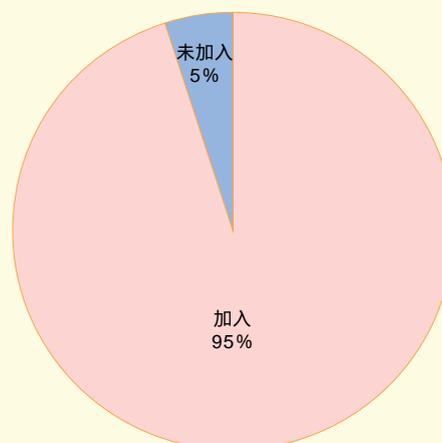


期間：平成29年1月1日～12月31日
一件あたり複数項目に対して許可承認する場合がある

目的別許可承認状況



保険加入状況



期間：平成29年1月1日～12月31日
一件あたり複数項目に対して許可承認する場合がある

新たな制度設計

平成27年12月に関係省庁や利用者等から構成される官民協議会が立ち上げられ、安全確保、利用促進、技術開発等の諸課題について、官民で精力的に議論を重ねてきた。28年7月には、「小型無人機の更なる安全確保に向けた制度設計の方向性」が取りまとめられ、本方向性に基づき、29年3月に「航空機、無人航空機相互間の安全確保と調和に向けた検討会」において、航空機と無人航空機、無人航空機同士の衝突回避策等について、中間とりまとめを行った。今後も制度の検討や整備を進める。

航空機、無人航空機相互間の安全確保と調和に向けた検討会 中間とりまとめ（概要）

衝突回避の基本的な考え方

- まずは、関係者間で飛行情報を共有することで、航空機と無人航空機や無人航空機同士の接近を事前に回避する
- 接近が回避できない場合に備え、飛行ルールを策定し、飛行ルールに従うことで衝突を回避する
- 衝突回避技術や運航管理システムの実用化に向けた研究開発に国際的にも連携しながら官民一体となって取り組む
- なお、今回とりまとめる基本的なルールは、無人航空機の安全な飛行のための**ガイドラインに盛り込む**とともに、無人航空機の飛行に係る**許可・承認の要件とする**

航空機と無人航空機の衝突回避策

<飛行前の情報共有>

衛星通信を利用して、民間事業者が把握している**ドクターヘリの飛行情報**を、**関係者と共有**できるようにする。その上で、無人航空機を飛行させる者は、飛行前に当該情報を確認する

<飛行前のルール>

航行中の航空機を確認した場合には、**無人航空機を飛行させない**

<飛行中のルール>

航行中の航空機を確認した場合には、ただちに安全な場所に無人航空機を着陸させるなどの**回避行動をとる**

無人航空機同士の衝突回避策

<飛行前の情報共有>

無人航空機の飛行情報を、**関係者と共有できるシステムを新たに構築する**。その上で、無人航空機を飛行させる者は、飛行前に当該情報を共有・確認する

<飛行前のルール>

飛行中の他の無人航空機を確認した場合には、経路、高度、飛行時間等について**関係者と調整等を行う**

<飛行中のルール>

飛行中の他の無人航空機を確認した場合には、ただちに安全な場所に着陸させるなどの回避行動をとった後、経路、高度、飛行時間等について**関係者と調整等を行う**

その他

<機体の視認性向上>

飛行前に気象情報を入手するとともに、十分な視程が確保できない雲や霧の中では飛行させない。また、機体の視認性を高めるための技術について調査を行う

<空港等周辺の規制強化>

ジオフェンス機能の活用、航空機との接近・衝突を防止するためのより厳格なルール、啓蒙強化について検討する

<航空情報の意義や役割の周知啓蒙>

航空情報の意義や役割、適切な活用法について、無人航空機を飛行させる者に対してホームページ等で周知啓蒙を行う